国税庁
令和8年9月

飲食料品に係る 2年間の消費税率引下げについて

- 本パンフレットは、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」(令和8年9月15日閣議決定)において示された改正案の内容を説明したものです。この内容は、今後、法案が国会に提出され、審議を経た上で可決・成立した場合のものです。

- さらに詳しくお知りになりたい場合は、国税庁ホームページに掲載しているQ&A等をご覧ください。

(特設サイト)

1 対象品目と適用税率

詳しくは2頁へ

✓ 令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間、飲食料品に係る消費税率が1%(国・地方合計)に引き下げられます。

2 税率変更に伴う経過的な取扱い

詳しくは4頁へ

✓ 税率が引き下げられる令和9年4月1日以後に行われる飲食料品の販売であっても、一定の定期供給契約や通信販売に基づくものについては、これまでどおり税率8%が適用されます。

■ 消費税率引下げに当たり、**各種の特例**が設けられます。

売上げに係る税額より仕入れに係る税額が大きくなる場合、課税事業者として一般課税(本則課税)で申告することで、消費税の還付を受けられます。今回の改正では、必要な届出書の提出時期について、次の特例が設けられます。

3 免税事業者から課税事業者になるための届出に関する特例

詳しくは4頁へ

✓ 飲食料品の販売を行う免税事業者が、令和9年4月1日の属する課税期間中に、その課税期間から課税事業者となることを選択する旨を記載した「課税事業者選択届出書」を提出した場合には、その課税期間から課税事業者となることができます。

4 簡易課税から一般課税(本則課税)になるための届出に関する特例

詳しくは6頁へ

✓ 飲食料品の販売を行う簡易課税事業者が、令和9年4月1日の属する課税期間中に、その課税期間から簡易課税制度の適用をやめようとする旨を記載した「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出した場合には、その課税期間から一般課税により申告することができます。

✓ また、簡易課税を選択した場合、2年間はその適用を継続する必要がありますが、飲食料品の販売を行う簡易課税事業者の令和9年4月1日の属する課税期間については、この2年間の継続適用要件(いわゆる2年縛り)は適用しないこととされます。

5 簡易課税制度の計算方法の特例

詳しくは6頁へ

✓ 簡易課税制度を適用して申告する場合、業種区分にかかわらず、飲食料品の販売(1%対象)に係る売上税額と同額の仕入税額を計上することとされます(この場合、その他の売上税額にみなし仕入率を乗じた額との合計額を仕入税額控除します。)。

6 中間申告制度の特例

詳しくは7頁へ

✓ 令和9年4月1日以後に開始する中間申告対象期間に係る中間申告を行う場合、その直前課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入れに税率1%(引下げ後の消費税率)が適用されたものとしたときの消費税額に基づく中間申告税額(国、地方の税額。税額がなければゼロ。)を記載した、仮決算による中間申告書を提出することができます。

7 飲食料品の総額表示義務の特例

詳しくは7頁へ

✓ 税率引下げに対応した総額表示に直ちに対応することが困難な事情がある場合、令和9年2月1日から5月31日までの間は、飲食料品について、実際の支払額と誤認させない掲示等をしていることを条件に、税率8%又は1%での総額表示をしておくことが認められます(新旧税率の混在による表示も認められます。)。

1．対象品目と適用税率

- 税率1%の対象とされるのは、令和9年4月1日から令和11年3月31日までの間に行われる**飲食料品の販売**及び飲食料品の保税地域からの引取りとなります。
- 飲食料品とは、**食品表示法に規定する食品**（酒類を除きます。）をいい、一定の要件を満たす一体資産を含みます。
  - ✓ 税率1%の対象とされる飲食料品の範囲は、**令和9年3月31日以前において税率8%の対象である飲食料品の範囲と同様**です。
  - ✓ 食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、**人の飲用又は食用に供されるもの**です。また、「食品」には、「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が含まれず、食品衛生法に規定する「添加物」が含まれます。

税率1%とされる「飲食料品の販売」のイメージ

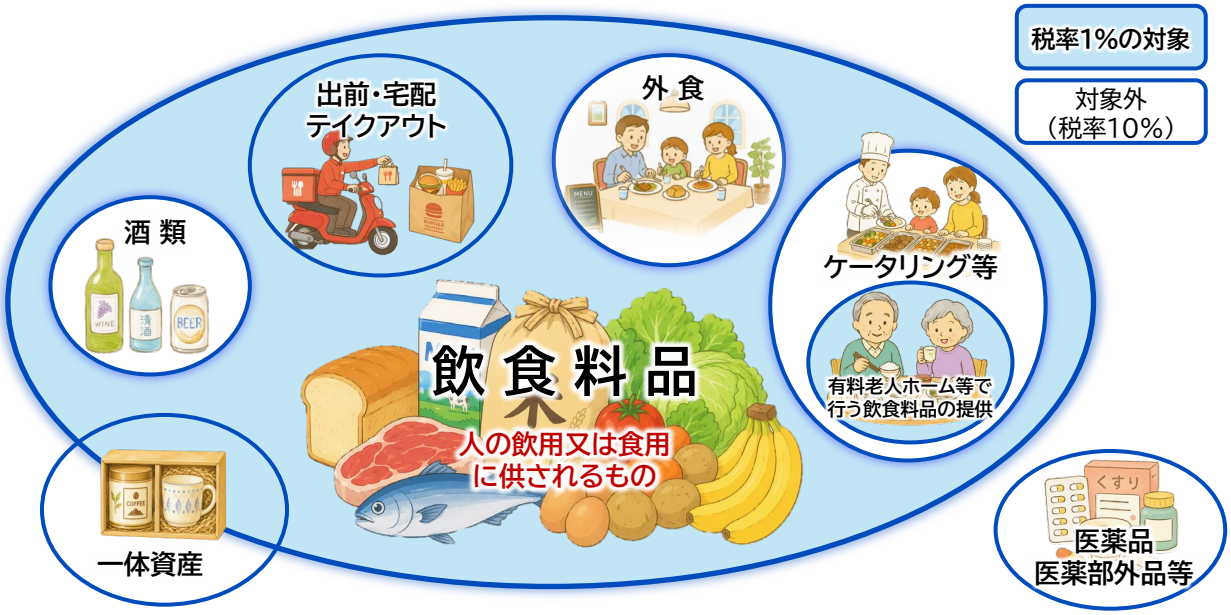

用語の説明

出前・宅配 出前・宅配など、単に飲食料品を届けるだけのものは、税率1%の対象とされます。

テイクアウト 飲食店業等を営む事業者が行うものであっても、持ち帰り（テイクアウト）は、単なる飲食料品の販売であり、税率1%の対象とされます。

外食 飲食店業等を営む事業者が、テーブル・椅子等の飲食に用いられる設備（飲食設備）がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、税率10%の対象とされます。

ケータリング等 相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供をいい、税率10%の対象とされます。ただし、ケータリング等の中でも、有料老人ホーム等で行う飲食料品の提供や学校給食など一定のものは、税率1%の対象とされます。

一体資産 食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。一体資産のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2／3以上の場合、全体が税率1%の対象とされます。

- **適用税率の判定**は、事業者（売手）が**飲食料品を提供する時点**（取引を行う時点）**で行います。**
  - ✓ イートインかテイクアウトかは、飲食料品を提供する時点で、顧客に意思確認を行うなどの方法で判定します。意思確認は、口頭による他、例えばコンビニエンスストア等では、「イートインコーナーを利用する場合はお申し出ください。」といった掲示により行うなど、営業の実態に応じた方法で行うこととして差し支えありません。

● **適用税率**(令和9年4月1日から令和11年3月31日まで)は次のとおりです。

	飲食料品	新聞の定期購読	その他
消費税率	0.78%	6.24%	7.8%
地方消費税率 (消費税額の22/78)	0.22%	1.76%	2.2%
合　計	1%	8%	10%

✓ 税率8%で販売した飲食料品について、消費税率引下げ後(令和9年4月1日以後)に返品や貸倒れがあった場合には、**税率8%により調整計算を行います。**

インボイスや帳簿への記載

● 適格請求書等保存方式(インボイス制度)において、仕入税額控除を行うためには、一定の事項を記載した**帳簿**と**インボイスの保存**が必要となります。

● 消費税率引下げに伴い、飲食料品の販売を行った場合、インボイスには**適用税率1%とその消費税額等を記載しますが、それ以外のインボイスや帳簿の記載事項に変更はありません。**例えば、「軽減税率の対象品目である旨」に代えて、**「税率1%の対象品目である旨」を新たに記載する必要はありません。**

● インボイスは、インボイス発行事業者の登録を受けた課税事業者のみ交付することができます。税率1%の対象とされる取引に係るインボイスの記載事項及びイメージは次のとおりです。

① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

② 取引年月日

③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)

④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び**適用税率**

⑤ 税率ごとに区分した**消費税額等**

⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

㈱○○御中 ⑥

① ▲▲㈱
登録番号　T01234…

令和9年4月分　51,400円

日付	品名	金額
4/8	魚　＊	5,000円
4/15	タオルセット	2,000円
②	⋮　③	⋮

合　計　50,000円　消費税　1,400円 ⑤

1%対象　40,000円　消費税　400円
10%対象　10,000円　消費税　1,000円

④　③ ＊ 軽減税率対象

● 帳簿の記載イメージ

買手

総勘定元帳(仕入れ)　㈱○○			
令和9年	摘要	借方	貸方
4/8	▲▲㈱　食品※	5,000	
	(仮払消費税等)	(50)	
4/15	▲▲㈱　雑貨	2,000	
	(仮払消費税等)	(200)	

※　軽減税率対象

売手

総勘定元帳(売上げ)　▲▲㈱			
令和9年	摘要	借方	貸方
4/8	㈱○○　食品※		5,000
	(仮受消費税等)		(50)
4/15	㈱○○　雑貨		2,000
	(仮受消費税等)		(200)

※　軽減税率対象

● その他

対象品目の詳細は、軽減税率制度Q&A(個別事例編)をご覧ください。

インボイス制度の詳細は、インボイス制度特設サイトをご覧ください。

2．税率変更に伴う経過的な取扱い

- 令和9年4月1日以後に行う飲食料品の販売については、原則として税率1%が適用されますが、**次の取引を行う場合には、税率8%が適用**されます。

① 令和9年1月1日前に締結した**定期供給契約**(不特定かつ多数の者に定期的に継続して供給する契約をいい、税率1%を前提とするものを除きます。)に基づき同年4月1日前に対価の領収をしている同日以後に行われる飲食料品の販売(その対価を領収している部分に限ります。)

② **通信販売の方法**により令和9年1月1日前にその販売条件の提示(税率1%を前提とするものを除きます。)が行われ同年4月1日前に申込みを受けた同日以後に行われる飲食料品の販売

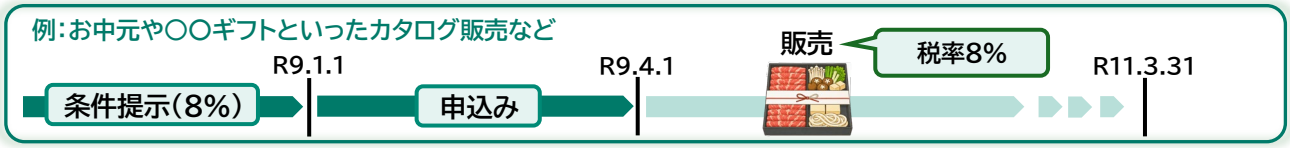

✓ 税率1%を前提として「**契約等をしていることが確認できる場合**」や「**契約等が変更された場合**」を除きます。

✓ 令和9年4月1日前に行われた飲食料品の販売のうち、所得税法上の**現金主義の適用を受けている小規模事業者**や**国・地方公共団体**(これらに準ずる法人を含みます。)に係る**資産の譲渡等の時期の特例**により、同日以後に行われたとされるものについても、税率8%が適用されます。

3．免税事業者から課税事業者になるための届出に関する特例

- 消費税の納付税額は、**売上げに係る税額**から**仕入れに係る税額を控除**(仕入税額控除)して計算します。そのため、**仕入れ(経費)に係る税額の方が大きい**場合、**還付が生じます**。

- 飲食料品の販売を行う事業者は、**仕入れが標準税率**(10%)で**売上げが税率1%**となる場合、課税事業者として一般課税(本則課税)で申告することで、**消費税の還付を受けられる可能性**があります。

- また、**免税事業者が、還付を受ける**には、事前(その課税期間が始まる前)に「**課税事業者選択届出書**」**を提出し、課税事業者となることを選択しておく必要**があります。

- 今回の改正では、**飲食料品の販売を行う免税事業者**が、**令和9年4月1日の属する課税期間中**に、その課税期間から課税事業者となることを選択する旨を記載した「**課税事業者選択届出書**」を提出することで、その課税期間から**課税事業者となることができる**特例が設けられます。

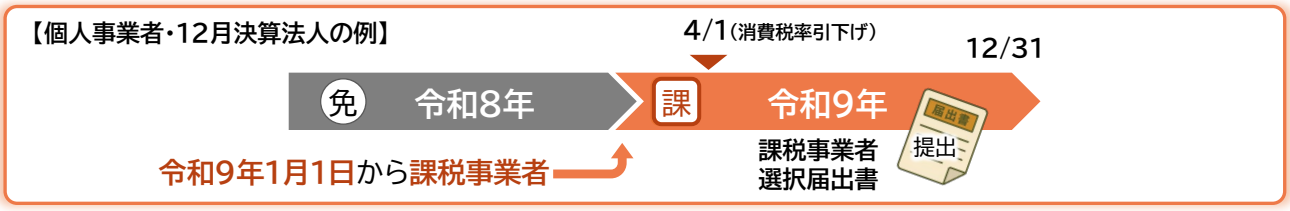

✓ この例の場合、令和9年1月1日から課税事業者となり、同日から3月31日までの間に行う飲食料品の販売については、税率8%を適用して消費税の申告を行うこととなります(同様に、例えば、令和11年も課税事業者を選択し続ける場合、同年4月1日から12月31日までの間に行う飲食料品の販売についても、税率8%を適用して申告を行うこととなります。)。

✓ また、「課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となった場合、原則として**2年間は、課税事業者として消費税の申告が必要**となります。例えば、令和9年に課税事業者を選択した個人事業者の場合、**令和9年及び令和10年は課税事業者**となります。**令和11年から免税事業者となる**場合※、**令和10年中**に「**課税事業者選択不適用届出書**」**を提出する必要**があります。

※ 基準期間の課税売上高が1,000万円以下である等、課税事業者を選択していなければ免税事業者となる課税期間であることが前提となります。

✓ この3の特例の適用を受ける場合、**届出書の「参考事項」欄に「飲食料品特例」と記載**して提出します。

【前ページの例で、令和11年から免税事業者となる場合】

※ この事例において、課税期間の特例を適用することで令和11年4月1日から免税事業者となることもできます。

参考となる現行制度の説明

参考1 4ページの3の特例によらず、課税事業者となることを選択する場合、その選択しようとする課税期間の初日の前日までに「課税事業者選択届出書」を提出することで、課税事業者となることができます。この届出書を提出して課税事業者となった場合、原則として2年間は課税事業者として消費税の申告が必要となります。

✓ 新たに事業を開始した場合には、その事業を開始した日の属する課税期間の末日までに、この届出書を提出すれば、その課税期間から課税事業者となることができます。

【個人事業者・12月決算法人の例】

参考2 「課税期間」は、**原則として1年間**(個人事業者は暦年、法人は事業年度)となりますが、「**課税期間特例選択届出書**」を提出することで、課税期間を「**3月ごと**」又は「**1月ごと**」に短縮することができます(課税期間の特例)。この課税期間の特例の適用を受けた場合、**その短縮された課税期間ごとに確定申告を行うこととなる**ため、課税期間が1年間の場合と比べて、消費税の**還付を早期に受けることができます。**

✓ 課税期間の特例の適用をやめようとする場合には、「課税期間特例選択不適用届出書」を提出する必要があります。また、課税期間の特例の適用を受けた場合には、2年間はその特例をやめることはできません。

参考3 免税事業者は、4ページの3の特例によらず、「適格請求書発行事業者の登録申請書」のみを提出すれば、登録希望日(この申請書の提出日から15日以後の登録を受ける日として事業者が希望する日)から課税事業者(インボイス発行事業者)となる経過措置があります。この経過措置を適用すれば、**令和9年の任意の日**(例えば、税率引下げにあわせて4月1日)**から課税事業者となることもできます**(この登録を受けた場合、原則としてインボイスを交付する義務等が課されます。)。

【個人事業者・12月決算法人の例】 ※ この例の場合、**1月から3月までの取引は申告の対象外となります。**

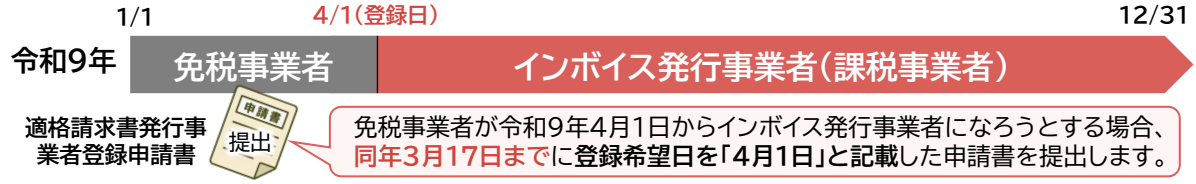

✓ この経過措置を適用した場合、インボイス発行事業者の登録をやめたとしても、**登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までは、課税事業者として消費税の申告が必要**となります。また、免税事業者となる※1には、**免税事業者になろうとする課税期間の初日から起算して15日前の日までに「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出する必要**があります※2。

※1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下である等、インボイス発行事業者でなければ免税事業者となる課税期間であることが前提となります。

※2 インボイス発行事業者の登録を受けている間は、課税事業者となります。

【令和9年4月1日からインボイス発行事業者となった個人事業者が令和12年から免税事業者となる例】

※ 登録日以後2年を経過する日(R11.3. 31)の属する課税期間(令和11年)までは課税事業者となります。
なお、この事例において、インボイス発行事業者の登録をやめ、かつ、課税期間の特例を適用することで税率引下げが終了した令和11年4月1日から免税事業者となることもできます。

4. 簡易課税から一般課税（本則課税）になるための届出に関する特例

- **簡易課税制度を適用**している場合、売上税額に対して、業種区分ごとに設定された「みなし仕入率」を乗じて仕入税額の計算を行うことになりますので、一般課税により計算したとすれば、売上金額より仕入金額が大きくなる場合であっても、**還付を受けることはできません。**
- 還付を受けるには、**簡易課税制度の適用を受けることをやめて一般課税となる必要**がありますが、そのためには「簡易課税制度選択不適用届出書」を、その**課税期間が始まる前**（例えば、個人事業者が令和9年から一般課税となる場合、令和8年末）**までに提出する必要**があります。
- 今回の改正では、**飲食料品の販売を行い、かつ、簡易課税制度の適用を受けている事業者**が、**令和9年4月1日の属する課税期間中**に、その課税期間から簡易課税制度の適用をやめようとする旨を記載した「**簡易課税制度選択不適用届出書**」を提出することで、その課税期間から**一般課税により申告ができる**特例が設けられます。
- また、簡易課税を選択した場合、2年間はその適用を継続する必要がありますが、飲食料品の販売を行う簡易課税制度の適用を受けている事業者の**令和9年4月1日の属する課税期間**については、**この2年間の継続適用要件**（いわゆる2年縛り）**は適用しない**こととされます。

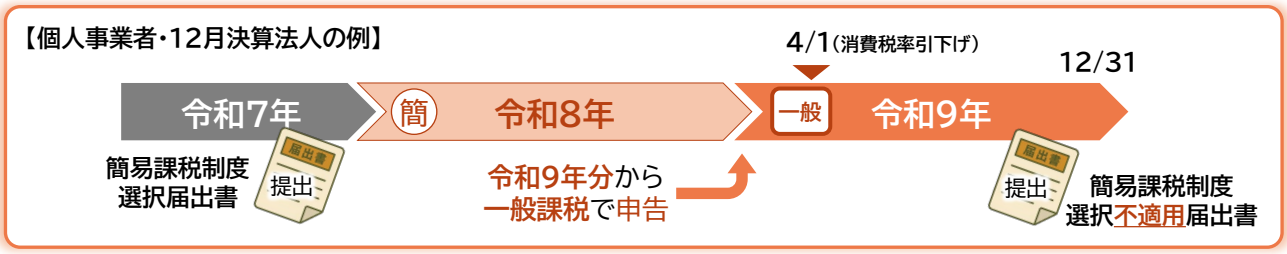

✓ この4の特例の適用を受ける場合、**届出書の「参考事項」欄に「飲食料品特例」と記載**して提出します。

5. 簡易課税制度の計算方法の特例

- **飲食料品の販売を行う事業者**が**簡易課税制度を適用**して申告する場合※、業種区分にかかわらず、**飲食料品の販売（1%対象）に係る売上税額と同額の仕入税額を計上**することとされます（この場合、その他の売上税額にみなし仕入率を乗じた額との合計額を仕入税額控除します。）。

※　2割特例・3割特例を適用する場合も同様です。

計算例

	みなし仕入率	売上金額
・ 飲食料品の小売	【第2種（80%）】	2,000万円（税20万円）
・ 雑貨などの小売	【第2種（80%）】	300万円（税30万円）
・ イートイン（外食）	【第4種（60%）】	100万円（税10万円）

税率1%

売上税額 60万円 － （飲食料品に係る仕入税額 20万円 ＋ みなし仕入率による仕入税額 30万円） ＝ 納付税額 10万円

（20万円＋30万円＋10万円）

売上税額と同額

（30万円×80%＋10万円×60%）

※ 税額には地方消費税を含みます。

✓ 簡易課税制度の計算においては、みなし仕入率に関する75%ルールを適用して計算することもできます。この75%ルールの判定や計算については、**飲食料品の販売（1%対象）に係る取引を除いて行う**こととされます。

✓ 例えば、上記例のように飲食料品の販売の他に2種類の事業を営む事業者において、他の2種類の事業のうち「1種類の事業の課税売上高」が「他の2種類の事業の課税売上高」の75%以上を占める場合には、75%ルールを適用し、その**75%以上を占める事業のみなし仕入率を用いて計算する**こともできます。

6．中間申告制度の特例

- 消費税の**中間申告制度**は、**前課税期間の年税額から算出した金額**を納税※する仕組みです。
  ※ この納付税額は、確定申告の際に納付すべき消費税額から控除され、控除しきれない場合には還付されます。
- 消費税率引下げにより、飲食料品の小売店など**飲食料品の販売を主に行っている事業者**は、**売上税額が減少し**、また、飲食店などの**仕入れが税率1%で売上げが標準税率**(10%)**となる事業者**は、**消費税率引下げの終了後**に**仕入税額が増加する**ことで、それぞれ中間納付税額が過大となることが想定されます。
- 今回の改正では、中間申告書を提出すべき事業者について、次の特例が設けられます。

① 消費税率引下げの開始時

令和9年4月1日以後に開始する中間申告対象期間に係る中間申告を行う場合、その**直前課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入れに税率1%**(引下げ後の消費税率)**が適用されたものとしたときの消費税額に基づく中間申告税額**(国、地方の税額。税額がなければゼロ。②において同じです。)を記載した、**仮決算による中間申告書を提出**することができます。

② 消費税率引下げの終了時

令和11年4月1日以後に開始する中間申告対象期間に係る中間申告を行う場合、その**直前課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入れに税率8%が適用されたものとしたときの消費税額に基づく中間申告税額**を記載した、**仮決算による中間申告書を提出**することができます。

【上記①の特例に係る計算例(3月決算法人の例)】

※ 中間申告の回数は、直前課税期間の税額に応じた回数(年1回、3回又は11回)と同じです。

7．飲食料品の総額表示義務の特例

- 課税事業者が消費者に対して商品等の価格をあらかじめ表示する場合は、消費税額等を含めた価格を消費者が一目で分かるようにする観点から、税込価格を表示すること(**総額表示**)が義務付けられています。
- 今回の改正では、税率引下げに対応した総額表示に直ちに対応することが困難な事情がある場合、**令和9年2月1日から5月31日までの間は**、飲食料品について、**実際の支払額と誤認させない掲示等をしていること**(誤認防止措置)**を条件に、税率8%又は1%での総額表示をしておくことが認められます**(新旧税率の混在による表示も認められます。)。
  - ✓「困難な事情」とは、例えば、**夜間の値札の貼り替え作業に対応できない、カタログや商品パッケージ自体に価格が印字されている**等の理由から、税率変更時に適切な税率での総額表示が間に合わない場合が該当します。
  - ✓ 税抜価格(本体価格)のみを表示するなど**税込価格を表示しない方法は、引き続き認められません。**
  - ✓ 消費税率引下げの終了時(令和11年2月1日から5月31日)においても同様の特例が設けられます。

誤認防止措置のイメージ(令和9年4月以後)

この棚の商品は、税率8%に基づく税込価格で表示しています。**レジでは税率1%で精算**いたします。

税率1%での税込価格が表示されている値札は、**赤色の値札**となっています。その他の値札では、税率8%での税込価格が表示されている場合がありますが、**レジでは税率1%で精算**いたします。

- 消費税率引下げに関する**一般的なお問い合わせ**は、以下で受け付けております。

消費税軽減税率・インボイスコールセンター

専用ダイヤル **0120-205-553**

【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)

✓ コールセンターでは、**消費税率引下げ**に関するご質問のほか、軽減税率制度やインボイス制度に関する**一般的なご質問**を受け付けています。

✓ 個別相談(関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談)を希望される方は、所轄の税務署への電話(音声ガイダンスに沿って「2」を押してください。)により、面接日時等をご予約いただくようお願いします。

- 税務相談**チャットボット**(インボイス制度)も公開していますので、ぜひご利用ください。

✓ お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力いただくことにより、AI(人工知能)を活用して自動で回答を表示します。